

第 2 回

読谷村農業委員会会議録

第2回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日		令和 5 年10月26日（木）			
開催時刻		14時00分 開会 15時00分 閉会			
開催場所		読谷村役場 3 階大会議室			
農業委員の出欠状況		出席者10名 欠席者 0 名			
議席 番号	氏名	摘 要	議席 番号	氏名	摘 要
1 番	幸喜 敦子	出	6 番	棚原 靖	出
2 番	知花 竜	出	7 番	與久田 一徳	出
3 番	伊波 正景	出	8 番	山内 一真	出
4 番	比嘉 健二	出	9 番	真栄田 武	出
5 番	儀間 景子	出	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況			出席者 8 名 欠席者 0 名		
氏名		摘 要	氏名		摘 要
津波 宏		出	新垣 勝二		出
仲村渠 英正		出	比嘉 豊彦		出
知花 徳栄		出	池原 昌邦		出
比嘉 光雄		出	屋宜 清		出
事務局職員		局長 新垣 功 係長 寺西 正吾			

議事日程

日程1	会長諸般の報告
日程2	会議録署名委員の指名について
日程3	会期の決定について
日程4	報告第10号 農地転用許可指令の接受について
日程5	議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程6	議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程7	議案第50号 農地転用事業計画変更承認申請について
日程8	議案第51号 非農地証明願について
日程9	議案第52号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について

議長	これより第2回読谷村農業委員会総会を始めたいと思います。 — 日程1 会長諸般の報告 — — 日程2 会議録署名委員の指名 — — 日程3 会期の決定について — （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。 次に現地確認を事前に済ませております。質疑の際は発言の前に自分の名前を述べてから、議案の内容に関連性のない御発言は御遠慮いただきまして、簡潔明瞭にお願いしたいと思います。 それでは進行したいと思います。まず日程4の報告第10号 農地転用許可司令の接受について、事務局より報告をお願いします。
事務局	議案書2ページをお開きください。 報告第10号 農地転用許可司令の接受について。
議長	ただいま事務局のほうから報告がありました。これは報告ですので質疑がなければ進行したいのですが、よろしいでしょうか。 （「はい」の声あり）
議長	では次に日程5の議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。事務局から提案の説明をお願いします。
事務局	議案書3ページをお開きください。 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について。
議長	ただいま議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。 これより審議に入ります。受付番号1番について、現地を確認した地区担当の委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。
委員（7番）	7番の與久田です。航空写真1ページを御覧ください。この土地は川のすぐ隣にあるが、申請人は新たに使用貸借権を設定して、牧草地を計画しているということで問題はありません。

議長	現地を確認した與久田委員のほうからは許可相当の御意見でありました。ほかの委員から御質疑等がありましたらお願いしたいと思います。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声ですので進行したいと思います。 では質疑を終結してこれより採決を行います。受付番号1番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で決定しました。 次に、受付番号2番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。
委員(4番)	4番、比嘉です。受付番号2番につきましては資料の2ページを御覧ください。申請人は南城市で菊を栽培しており、今後は読谷村と沖縄市において賃借などにより経営規模拡大を計画していることから、許可基準適合表もクリアしていますので、許可相当でお願いいたします。
議長	現地を確認した比嘉健二委員のほうからは、許可基準適合表もクリアして何ら問題ないということで許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御意見等がありましたらお願いしたいと思います。
委員(9番)	9番、真栄田です。今持っている資料の中では新規参入にしか見えないが、今、比嘉委員から南城市、沖縄市でやっているということだが、耕作証明等がない。事務局、説明できますか。
事務局	耕作証明は付いてはいません。理由として、南城市で菊栽培を行っており太陽の花に出荷をしています。太陽の花に出荷を行っているという確認がとれる資料の提出もあります。ただ、現在の耕作地が許可を得てないヤミとしてやっているために、耕作証明が取得

できていません。Aさんにはヤミの状況を認可することは出来ないから、南城市でもちゃんと権利設定をしてくださいと指導をしています。Aさんも権利設定をするということで話をしています。この件については許可相当でいいのかなと思います。

委員（９番） じゃあ新規参入ではないと。

事務局 違います。一応南城市で耕作しています。裏付け資料として太陽の花での出荷実績資料を受け取っています。

委員（９番） この資料の中では81歳で63年も農業しているのに、どこに畑があるかちょっと見えないものだから。

議長 ほかに御質疑がある方はどうぞ。進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長 では質疑を終結して、これより採決を行います。
受付番号２番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、受付番号２番は許可相当で決定しました。
次に日程６の議案第49号 農地法第５条の規定による許可申請について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局 議案書12ページをお開きください。
議案第49号 農地法第５条の規定による許可申請について。

議長 ただいま議案第49号 農地法第５条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。
これより審議に入ります。受付番号１番について、現地を確認した地区担当の委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。

仲村渠推進委員	仲村渠です。地図の3ページを御覧になってください。周りは住宅地でありまして、また許可基準適合表もクリアしておりますので、何ら問題ありません。よって、許可相当でいいかと思います。
議長	現地を確認した仲村渠推進委員からは、委員の意見にもありますように許可基準適合表もクリアして何ら問題ないということで、許可相当の御意見であります。これに関してほかの委員からの御質疑等がありましたらお願いしたいと思います。 (「異議なし」の声あり)
議長	では進行したいと思います。 質疑を終結してこれより採決を行います。受付番号1番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で進達することに決定しました。 次に、受付番号2番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。
委員(4番)	4番、比嘉です。受付番号2番につきましては資料の4ページを御覧ください。申請地の周辺は墓地として利用されており、許可基準適合表もクリアしていることから、問題なく許可相当でお願いいたします。
議長	現地を確認した比嘉健二委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御質疑等がありましたらどうぞ。なければ進行したいが、いいですか。 (「はい」の声あり)
議長	では質疑を終結してこれより採決を行います。受付番号2番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番は許可相当で進達することに決定しました。

次に、受付番号3番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。

委員(3番)

3番、伊波です。航空写真の5ページを御覧ください。伊良皆地区広場の正面になっており、この土地は用途地内にあり申請人が経営する事業所の駐車場を計画しているが、許可基準適合表をクリアすれば問題ないが、提出がないので不許可でお願いします。

議長

現地を確認した伊波委員のほうからは、許可基準適合表に×がついておりまして、現在のところ都市計画との協議ができていないということで、不許可相当の御意見であります。これに関してほかの委員からの御質疑等がありましたら、どうぞ。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声ですので進行します。

質疑を終結して採決を行います。受付番号3番は不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号3番は不許可相当で進達することに決定しました。

次に日程7の議案第50号 農地転用事業計画変更承認申請について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書13ページをお開きください。

議案第50号 農地転用事業計画変更承認申請について。

議長

ただいま議案第50号 農地転用事業計画変更承認申請についての提案理由の説明がございました。

	これより審議に入ります。受付番号1番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。
仲村渠推進委員	仲村渠です。先ほどの5条申請でもありましたとおり、許可相当で審議されておりますので、この1番、2番も許可相当でいいかと思います。
議長	現地を確認した仲村渠委員のほうからは承認相当の御意見であります。ほかの委員から御質疑等ありましたら、どうぞ。
委員（9番）	9番、真栄田です。1番と2番は分筆しているようで、2平米ほど数字が合わないが、これは何かありますか。
事務局	小数点以下の数字ですか、登記簿の数字は合っています。
委員（9番）	合っている。元々は。
事務局	元も431㎡で合ってはいます。分筆したときの小数点以下の変化だと思います。宅地等は小数点2まで出るが。畑の場合は丸めることとなり、431.43平米とかだったら431平米となる。
委員（9番）	切り捨てるということか。
●事務局	小数点で切捨てになります。登記簿とは合っています。
議長	ほかに御質疑等ありますか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	では進行したいと思います。受付番号1番と2番は関連しますの で、一括して審議してよろしいでしょうか。
	（「はい」の声あり）

議長

では受付番号1番、それから受付番号2番については、承認相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号1番、2番については承認相当で決定したいと思います。

次に日程8の議案第51号 非農地証明願いについて議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書14ページをお開きください。

議案第51号 非農地証明願いについて。

議長

ではこれより審議に入ります。受付番号1番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。

委員（9番）

9番、真栄田です。写真の6ページを御覧ください。1番の土地は4メートルほど下がっていて、耕作しなさいとは言えないので証明相当でいいかなと思います。

議長

現地を確認した真栄田委員のほうからは、証明相当の御意見であります。ほかの委員からの御質疑等がありましたら、お願いしたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声ですので進行したいと思います。

では質疑を終結してこれより採決を行います。受付番号1番は証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号1番は証明相当と決定しました。

次に、受付番号2番について、意見をお願いしたいと思います。

事務局

事務局で説明したいと思います。非農地証明の２番です。大木の区画整理事業地内になっています。この大木の区画整理事業地内については、平成26年11月26日の総会で非農地証明として対応する土地という決定が可決されておりますので、証明相当でよろしいかと思います。

議長

証明相当ということですが、ほかの委員から何か御質疑はありませんか。進行したいが、いいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

では異議なしと認め、受付番号２番は証明相当と決定しました。非農地証明に関する現地調査確認書の記載については、事務局に一任することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、非農地証明願に関する現地調査確認書の記載については、事務局に一任することに決定しました。

次に日程９の議案第52号 農用地利用集積促進計画（案）に係る意見決定について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書15ページをお開きください。

議案第52号 農用地利用集積促進計画（案）に係る意見決定について。

議長

ただいま議案第52号の農用地利用集積促進計画（案）に係る意見決定についての提案理由の説明がございました。

本議案は農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第３号の規定に基づき、農業委員会の意見が求められております。御意見を伺う前に、議事参与の制限がございますので、議席８番の山内一真委員の一時退室を求めたいと思います。

（山内一真委員 退席）

議長	ではこれより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。
委員（９番）	９番、真栄田です。写真を見る限りはサトウキビに見える、これはどなたかからの引き継ぎですかね。
事務局	先日、４名で現地を確認しました。今、耕作されているのはＢさんが耕作をやっておりサトウキビが植えられています。何ら問題ないかと思います。
委員（９番）	今までは相対で賃借していたのかな。
事務局	契約を行っていましたが相続が発生し、子供のＣさんが相続人となり改めての契約で、更新に近い新規契約です。
委員（９番）	分かりました。
議長	ほかに御意見等はありませんでしょうか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	では、異議なしの声ですので進行したいと思います。 では質疑を終結してこれより採決を行います。ただいま議題となっております議案第52号 農用地利用集積促進計画（案）に係る意見決定については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、議案第52号は原案どおり決定しましたので、議席８番の山内一真委員の議事参与を許します。
	（山内一真委員 復席）

議長

これをもちまして日程 1 から日程 9 まで、全ての議事が終了しました。決議事項における議事整理については、会長に一任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、決議事項における議事整理については、会長に一任されました。皆様の御協力のもと第 2 回読谷村農業委員会総会が無事終了しましたので委員の皆様には厚くお礼を申し上げます。